

【型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習】

1. 講習科目と時間

講習科目	コース	13H	3H
作業の方法に関する知識		7.0	免除
工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識		3.0	免除
作業員に対する教育等に関する知識		1.5	1.5
関係法令		1.5	1.5
合 計		13	3
所 要 日 数		2日	1日

2. 受講資格

コース	受 講 資 格
13H	<ul style="list-style-type: none"> 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 (労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第1号) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの (労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号) 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第3号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの
3H	<ul style="list-style-type: none"> 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第1条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有するもの 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項の受講資格を有する者で、職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設科、型わく科若しくはブロック建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了したもの 労働安全衛生規則別表第6型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の項受講資格を有する者で、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格したもの